

新体制スタート！

選挙により、議長に 山下清美議員、副議長に 深沼達生議員 を選出



議会だより しみず

12月定例会

- 議長・副議長就任あいさつ 議員構成 2～3
- 定年延長に係る条例改正等可決 討論 4～5
- 行政報告・審議結果 6～7
- 町政を問う！6人が一般質問 8～14
- 所管事務調査の報告・委員会報告 15～16

北海道清水町
2023年(令和5年)2月
No.172

清水町議会議員13名

【任期：4年間】

令和5年（2023年） 1月27日～

令和9年（2027年） 1月26日

・写真左上の数字は議席番号



中河 つる子
75歳 当2



川上 均
65歳 当2



只野 敏彦
60歳 当1



田村 幸紀
48歳 当1



山本 奈央
41歳 当1



西山 輝和
75歳 当6



佐藤 幸一
75歳 当4



桜井 崇裕
68歳 当3



橋本 晃明
60歳 当3



鈴木 孝寿
54歳 当3



山下 清美
67歳 当2



深沼 達生
61歳 当2



中島 里司
81歳 当6

4年間
よろしくお願ひします

年齢は1月27日現在

このたびの選挙で、再び町議会議員にさせていただきます。感謝申し上げます。

また、町民の皆様から負託を受け町民の代弁者となられた議会議員13名で清水町議会が構成されたところです。

その初議会において、議長選挙が行われ、多くの議員の皆様から推挙され、議長に選出いただきましたが、浅学非才でございます。町民の皆様のご指導ご鞭撻をいただきたくよろしくお願ひいたします。

私が議員になるきっかけの一つに、直接伝えることができずにいる町民の皆様のお小さな声を役場に届けたいとの思いがありました。その小さな声が反映される議会を、また、議会でのやり取りや内容が、子どもから高齢者まで幅広い町民の皆様が見て分かる、そして、理解できる議会を目指します。

町民の皆様、議会に少し関心を持っていた、また、今までどおり気軽に接していただく、また、よろしくお願ひいたします。



山下 清美 議長

議長・副議長
就任あいさつ



深沼 達生 副議長

このたび、第1回清水町議会臨時会において副議長に選出されました。

副議長として、議長を補佐するとともに、議員皆様のご支援とご協力をいただき、円滑な運営に努めて参りたいと考えております。

また、物価高騰により町民の生活が厳しい状況である中、議会の果たすべき役割を十分認識し、町民目線で建設的な議論ができるように努めていきたいと考えます。

町民皆様のご期待に添えるよう努力をしてまいりますので温かいご支援とご指導を心からお願ひ申し上げます。

議会構成

委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	中島 里司 佐藤 幸一 桜井 崇裕 鈴木 孝寿 山本 奈央 田村 幸紀	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	西山 輝和 佐藤 幸一 桜井 崇裕 山本 奈央 橋本 晃明 川上 均	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	深沼 達生 中島 里司 鈴木 孝寿 只野 敏彦 田村 幸紀 中河つる子	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	深沼 達生 中河つる子 川上 均 只野 敏彦 橋本 晃明	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	深沼 達生 中河つる子 川上 均 只野 敏彦 橋本 晃明	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	深沼 達生 中河つる子 川上 均 只野 敏彦 橋本 晃明	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	深沼 達生 中河つる子 川上 均 只野 敏彦 橋本 晃明	委員 委員 委員 委員 副委員長 委員長	深沼 達生 中河つる子 川上 均 只野 敏彦 橋本 晃明
-------------------------------------	--	-------------------------------------	---	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--

初 議会となる令和5年
第1回臨時会は1月27日に開かれ、正副議長、常任委員会、議会運営委員会などの議会構成が決まりました。
また、一般会計補正予算(第10号)の審議を行いました。

委員会の所管事項

議会には内部機関として常任委員会があり、付託を受けた議案などの審査や町の事務に関する調査をそれぞれ分担して詳細に行います。
清水町議会には、「総務産業」、「厚生文教」、「広報広聴」の3常任委員会が設置されています。
常任委員会のほかに、議事を円滑・効率的に運営するため設置する議会運営委員会や、特定の事件を審査・調査するために設置する特別委員会があります。

・常任委員会と議会運営委員会の任期は2年です。

総務産業 常任委員会	<p>○所管事項</p> <p>総務課、企画課、税務課、農林課、商工観光課、建設課、水道課、出納課及び御影支所に関する事項 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び水道部に関する事項</p>	定数 7名
厚生文教 常任委員会	<p>○所管事項</p> <p>町民生活課、保健福祉課及び子育て支援課に関する事項 教育委員会に関する事項</p>	定数 6名
広報広聴 常任委員会	<p>○所管事項</p> <p>議会広報に関する事項 町民への広聴活動に関する事項 議会ホームページに関する事項 議会のインターネット中継に関する事項</p>	定数 6名
議会 運営委員会	<p>○所管事項</p> <p>議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項</p>	定数 5名

定年延長に係る条例改正等提出議案すべて可決 職員の定年年齢を引上げ

12月定例会

令和4年第9回清水町議会定例会は、12月6日から15日までの10日間の会期で開催されました。初日は、行政報告1件、請願1件、委員会調査の報告、所管事務調査の報告を行いました。2日目は、一般質問が行われ、6人が町政について質問しました。最終日の3日目は、条例改正9件、条例の廃止1件、一般会計ほか4会計の補正予算があり、審議を行った結果、すべて原案のとおり可決しました。

定年年齢の引上げについて

地方公務員法の改正により、地方公務員の定年年齢が引き上げられたことから、関係する9件の条例について改正及び廃止することを決定しました。
(詳細は6・7ページ)



条例の改正・廃止後、なにがどうなるの？

事業年度 誕生年度	現行法		新地方公務員法施行（令和5年4月1日）									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	定年年齢→		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
S36	60歳 退職	61歳 旧法再任用	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用					
S37	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用				
S38	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用			
S39	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳	暫定再任用		
S40	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳	暫定再任用	
S41	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳 暫定再任用	
S42	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

- 定年退職となる年齢が「60歳」から「65歳」に、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。そのため、年度によっては定年退職者なしの年度が発生します。（上記表のとおり）
- 60歳に達した職員は管理監督職員外の職に降任します。
また、当該降任以後、新たに管理監督職につくことは出来ません。
- 60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額の7割水準への引き下げが行われます。
- 多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後に退職した職員を、短時間勤務の職で任用することが出来る「定年前再任用短時間勤務制」が導入されます。
- 60歳以降に適用される制度が大きく変わるため、引き続き常勤職での勤務を希望するか、退職したうえで定年前再任用短時間勤務を希望するか、退職するかを選択し、その意思を表明出来ます。
- 定年年齢が65歳まで引き上げられることにより、年金受給年齢と雇用の連結を図った再任用制度は廃止されます。
一方、定年年齢は令和5年度から令和13年度にかけて、2年度ごとに1歳ずつ引き上げられることから、この間、65歳までの雇用を確保する主旨で、暫定再任用制度が設けられることとなります。暫定再任用制度と現行の再任用制度は基本的に同一です。



可決した主な議案

 可決された15件のうち、町議会が注目した内容をご紹介します。

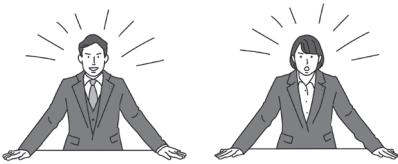
一般会計の補正予算を可決しました

燃料費や電気料の値上がりにより、各施設の燃料費及び電気料の補正を行いました。
 そのほか、地方バス路線維持費補助金、いきいきふるさとづくり基金積立金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、地域活性化商品券事業補助金などの補正がありました。

公衆浴場入浴料金の値上げ

北海道が統制額を改正し、令和4年10月から施行したことにより、本町でも統制額に合わせた入浴料金として令和5年4月より改定を行い、30円の値上げを行う提案があり、議員9名が賛成、3名が反対し、可決しました。

討論



議案第111号について討論がありました

・清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

討論とは、議会の会議において、表決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することを言います。
 その討論の内容も踏まえて、採決に進みます。



川上 均 議員

物価高騰の折、町民生活に与える影響は大きいと考える。
 条例案として料金の改定が出されているが、私は据え置きまたは引き下げるべきだと考えている。原案に対して反対する。

反対



奥秋 康子 議員

近年の燃料・電気代の相次ぐ値上げにより、コストもさらに上がることが懸念されている。
 現在も71%の持ち出しになっている中で、これは行政に課せられた今日的な課題であると考えます。原案に対して賛成する。

賛成



中河 つる子 議員

現在の、新型コロナウイルス等の影響による不景気の中で、町営公衆浴場の入浴料金を値上げすることには反対する。
 町民、利用者は値上げしないことを望んでいると考える。

反対



加来 良明 議員

税の公平性、利用料の受益者負担という観点から考えると、それなりの負担を町民に求めて行くことは必要だと思う。
 現状の経済状況に対応するのであれば、非課税世帯等への減免などに取り組んで行けばいいと考える。原案に対して賛成する。

賛成

議員の賛否

議長は採決に加わりません ○：賛成 ×：反対

議案	深沼	川上	山下	中河	鈴木	佐藤	西山	口田	中島	奥秋	加来	高橋	議決結果
清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について (12/15)	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決

行政報告

▶新型コロナウイルスワクチンの接種状況及び生後6か月から4歳の乳幼児接種について

国のワクチン接種記録

システム(VRS)における11月30日現在の接種状況については、12歳以上の初回接種(1・2回目)の1回目の接種者数が7757人、2回目の接種者数が7730人であり、第1期追加接種(3回目)の接種者数は6415人、第2期追加接種(4回目)の接種者数は3489人で、更にオミクロン株対応ワクチンの接種者数は2666人である。

次に、5〜11歳の小児接種については、1回目及び2回目の接種者数は96人、3回目の接種者数は33人である。

また、オミクロン株の

流行下においては、感染者数の増加に伴い、小児の感染者数も増加しており、感染者数に占める小児の割合は高い水準にあることから、国から生後6か月から4歳の乳幼児を対象にしたワクチン接種の方針が示された。

本町における乳幼児接種については、小児科の専門医師が在籍する清水赤十字病院と協議を行い、小児接種と同様に清水赤十字病院を会場にして個別接種で対応することとしており、既に対象となる生後6か月から4歳の方へ接種券を送付し、12月1日から接種を開始したところである。

今後においても、希望される方のワクチン接種が順次行われるよう、医療機関と連携を図りながら接種業務を進める。



条例改正等

▶清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正 (11月臨時会)

▶常勤特別職員の給与に関する条例の一部改正 (11月臨時会)

▶清水町職員の給与に関する条例の一部改正 (11月臨時会)

▶第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正 (11月臨時会)

▶人事院勧告では勤勉手当を0.1か月分引き上げる内容だが、2号職員には勤勉手当という区分がないため、本来であれば引

き上げはないが、物価高騰による影響や処遇改善を目的に、今年度に限り12月の期末手当に0.1か月分を上乗せするもの。

【全員賛成で可決】

▶清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

改正地方公務員法による引用条項ずれの解消のための改正。

【全員賛成で可決】

▶職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正

役職定年制の導入により、条例において規定を整備するもの。

【全員賛成で可決】

▶職員の定年に関する条例の一部改正

改正地方公務員法により、定年年齢などの改正

が行われることから改正するもの。

【全員賛成で可決】

▶職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

改正地方公務員法により、定年年齢の引上げ等が改正され、減給の基準日を明確にする必要があることから改正するもの。

【全員賛成で可決】

▶清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

改正地方公務員法により、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもの。

【全員賛成で可決】

▶職員の育児休業等に関する条例の一部改正

改正地方公務員法による

り、定年年齢が延長された職員に対する規定について改正するもの。

【全員賛成で可決】

▶公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部改正

改正地方公務員法による引用条文の改正。

【全員賛成で可決】

▶清水町職員の給与に関する条例の一部改正

改正地方公務員法により、定年年齢などの改正が行われることから改正するもの。

【全員賛成で可決】

▶清水町職員の再任用に関する条例の廃止

改正地方公務員法により、現行の再任用制度は役職定年制又は定年前再

任用短時間勤務職員に移
行されることから廃止す
るもの。

【全員賛成で可決】

▼清水町営公衆浴場条
例の一部改正
入浴料について、道が
統制額を改正したことによ
り、使用料等審議会へ
の諮問答申を踏まえ、入
浴料金の改定を行うもの。

【賛成多数で可決】

補正予算

▼一般会計補正予算(第
8号) (11月臨時会)
既定予算に3万3千円
を追加し、予算総額を95
億829万7千円とした。

主な増額内容は、令和
4年人事院勧告に基づく
人件費の補正など。

▼国民健康保険特別会
計補正予算(第3号)
(11月臨時会)

〔すべて全員賛成で可決〕

▼後期高齢者医療保険
特別会計補正予算(第
3号) (11月臨時会)

▼介護保険特別会計補
正予算(第3号) (11
月臨時会)

▼水道事業会計補正予
算(第4号) (11月臨
時会)

▼下水道事業会計補正
予算(第3号) (11月
臨時会)

【すべて全員賛成で可決】

▼一般会計補正予算(第
9号)

既定予算に9479万
9千円を追加し、予算総
額を96億309万6千円
とした。

主な増額内容は、複写
機等借上料(議会事務)、
議会だより等編集用ソフ
ト使用料、職員総合健診
等委託料、地方バス路線
維持費補助金、いきいき
ふるさとづくり基金積立
金、印刷製本費(選挙公

報等)、投開票機器点検
整備委託料、施設修繕料
(福祉館分)、老人福祉基
金積立金、自立支援給付
費、燃料費(老人福祉セ
ンター重油、保健福祉セ
ンター重油、世代間交流
センター灯油、保育施設
灯油、葬祭場灯油、町営
公衆浴場重油、清掃セン
ター灯油、中学校施設重
油・灯油、幼稚園重油、
文化センター重油、図書
館・郷土史料館重油、御
影公民館重油・灯油、剣
の郷創造館重油、農村環
境改善センター重油、給
食センター重油、役場庁
舎重油)、電気料(老人
福祉センター、保健福祉
センター、世代間交流セ
ンター、学童クラブ、公
衆浴場、清掃センター、
御影地区農業用水管理施
設、公設灯、地下道、中
学校、幼稚園、図書館、
給食センター、役場庁舎)、
国民健康保険基盤安定操
出金、し尿収集運搬業務
委託料、環境保全型農業

直接支援対策事業交付金
産地生産基盤パワーアッ
プ事業補助金、飼料費(牧
場)、牧場作業車両事故
賠償金、明渠排水路維持
管理等工事費、施設修繕
料(十勝川左岸地区農業
用水管理施設・管路)、
地域活性化商品券事業補
助金、小規模事業者持続
的発展支援事業交付金、
中小企業等事業再構築促
進事業交付金、施設修繕
料(町営住宅・貸付住宅)、
賄材料費、長期償還元
金、長期償還還元など。

【すべて全員賛成で可決】

▼国民健康保険特別会
計補正予算(第4号)

▼後期高齢者医療保険
特別会計補正予算(第
4号)

▼水道事業会計補正予
算(第5号)

▼下水道事業会計補正
予算(第4号)

【すべて全員賛成で可決】

請願審査の結果

12月定例会前に受理した町民からの請願は1件でした。
常任委員会に審査を付託した結果、次のとおり決定しました。

件名	提出者	審査委員会	委員会結果	本会議での結果と措置
物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の請願について	清水町農民連盟 執行委員長 高田 秀昭	総務 産業	採 択	採 択 意見書を提出

意見書

▼物価高における農畜
産物の適正な価格形
成と農業経営の存続
に向けた需給改善対
策等の強化に関する
意見書(一部抜粋)

混迷する世界情勢等に
伴い、燃油や肥料、飼料
などの生産資材価格が高
止まりしているなか、コ
スト高が農畜産物の取引・
販売価格に反映されず、
生産現場は営農継続が危
機的状况にあることから、
流通・販売業者や消費者
への理解醸成を図り、経
費高騰に係る農畜産物の
適正な価格形成が可能な
環境を早急に整備するこ
と。

【全員賛成で可決、関係
機関に送付】

町政を問う！

一般質問



佐藤 幸一 議員 9ページ

- 1 清水公園池周囲の防護柵の設置について
- 2 清水駅跨線橋対策について
- 3 清水高等学校の3間口維持について



山下 清美 議員 10ページ

- 1 ひきこもりの悩み解決策について
- 2 障がい者等就労支援策について



中河 つる子 議員 11ページ

- 1 新型コロナウイルス感染者が急増する中での町としての対応について



鈴木 孝寿 議員 12ページ

- 1 体育館建設の基本構想・計画の在り方について
- 2 Jアラートへの町の対応について
- 3 防犯対策について



深沼 達生 議員 13ページ

- 1 厳しい農業情勢への対応について



川上 均 議員 14ページ

- 1 公衆浴場入浴料金の引き下げ及び負担軽減による利用者拡大の取り組み
- 2 消防職員の定数不足による町民生活への影響と今後の対応
- 3 会計年度任用職員の処遇改善の推進

12月定例会では、6人の議員が15項目にわたり一般質問を行いました。

※1議員最大3項目まで掲載、質問と答弁は要約し掲載しています。なお、一般質問の全文はホームページでご覧になれます。(12月定例会の内容は、2月末に掲載予定です)

一般質問とは

議員が町政全般に関して、執行機関(町長や行政委員会)にその執行の状況や将来の方針、住民生活に密接に係わる事項等について質問をすることをいいます。

清水町議会では1人の質問時間を答弁も含めて90分以内としています。



佐藤 幸一 議員

清水公園池周辺の防護柵の設置について

町長 池全体の防護柵設置は予定していない



清水公園

問 清水公園は町民の憩いの場として、またレクリエーション施設として町内外の方々に利用されている。来年からは帯広緑ヶ丘公園のボートが廃止されるとの報道もあり、新年度は今まで以上に利用が増える予想される。

しかし、池周囲は防護柵が無く非常に危険な状態である。転落事故が発生しないよう防護柵の設置など安全対策を講じる必要があると考えるが町長の見解を伺う。

町長

池のボート乗り場に木製柵を設置し、公園管理職員が危険を伴うと判断した場所には簡易な柵で安全対策を講じている。池全体の防護柵設置は予定していない。

清水駅跨線橋対策について

町長 十勝圏活性化推進期成会を通じ国に要望していく

問

高齢者や体の不自由な方々にとって、あの階段を上り下りすることが非常に大変なことである。

打開策を見出して頂きたいと考えるが町長の見解を伺う。

町長

多額の対策経費の町負担は難しい。代わりに高齢者等へは清水御影間のコミュニティバスや、芽室・帯広方面の医療機関を経由する清水帯広線バスを運行している。今後

も清水御影間の交通手段確保と清水帯広線バスの利便性向上等で移動支援を継続する。また、施設の老朽更新や路線維持への支援は十勝圏活性化推進期成会を通じ国に要望していく。

清水高等学校の3間口維持について

教育長 通学費やタブレット購入費など補助を続ける

問

通学費補助を行なうことについて改めて考えを伺う。

(1) 他自治体を見てもその効果があがっていないと答弁されたが、この事例なのか。

(2) 本町から他町への通学生に不均衡になると言われたが、現在行なっている存続のための各種取得支援と同様に考えられないか。

教育長

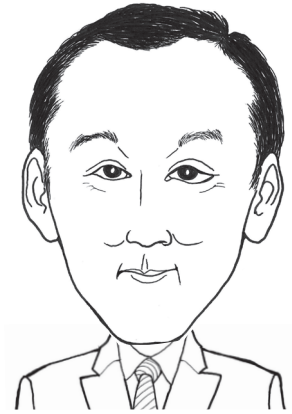
町では清水高校振興会を通じ、令和2年度より御影、羽帯地域からの通学生に定期代の補助をしている。

(1) 十勝南部や北部の高校では通学費を補助してもここ数年欠員数の増加と募集学級の減少がみられ、必ずしも入学者の増加に繋がらない現状と、支援をしない町外通学生

との不均衡から実施を考えていない。

(2) 各種資格取得や模擬試験の検定料や受験料は半額を補助しており、今年度よりタブレット端末購入費用1台3万円を補助、支援の均衡を図るため町外通学生にも助成している。

ひきこもりの悩み解決策について



山下 清美 議員

町長 設置予定の市町村プラットフォームでの意見をいただき、検討する

問 令和元年12月の一般質問で、ひきこもりの実態調査を実施すべく、来年度において既に調査を実施した町村の調査内容や手法について、調査研究したいと考えていると、答弁があった。また、同年10月開催のひきこもり研修会では、あくまでも内閣府の推計であるが、本町におけるひきこもり状態は77・4人と推計されること。また、道内で実態調査をしているのは3自治体あり、「実態が分からなければ、対策もたてられない。」と話されている。

そこで、ひきこもりの実態調査やひきこもりの方々の悩みの解決に向けて二期目を迎えた町長の考えについて伺う。

町長 ひきこもりについては、国から全ての市町村に対して①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営が求められている。①の相談窓口は保健福祉課福祉係が担当。②、③については、十勝管内での対象者の把握は個別相談により把握している自治体が多く、対象者の実態やニーズの把握は、ひきこもり支援を行う上での基礎資料になることから、設置予定の市町村プラットフォームでの意見をいただき、その手法等を検討実施する。



障がい者等就労支援策について

町長 各種支援機関と連携を図り、サポートを行う

問 清水町では、きずな園や教育委員会への臨床心理士の配置など、幼少期から義務教育まで一貫して子どもたちを支え見守っているが、個々に配慮すれば就労可能な方でも卒業後はなかなか社会になじめない方もいる。

そこで、障がい者の方や配慮が必要な方が町内で就労や社会参加につながる仕組みが必要と思うが、町長の考えを伺う。

い者がそれぞれに最も適した働く場所に接続できるように、各支援機関と連携して対応している。障がい者等の就労は、受け入れ可能な町内の事業所が限られており、町外の事業所も含めて検討し、「十勝障がい者就業・生活支援センターだいち」や「おびひろ若者サポートステーション」などと連携を図りサポートを行っていく。

町長 障がい者就労支援を受ける際は、町へ利用を申請し、保健福祉課内に設置している障がい者相談支援事業所において、サービス内容や手続き等のアドバイスをを行い、障が



ふれあいの店カリヨン

新型コロナウイルス感染者が急増する中での町としての対応について



中河 つる子 議員

町長 検査キット無料配布の考えはない
道の24時間対応相談窓口を町ホームページで周知



清水市街地の検査キットのある薬局

問

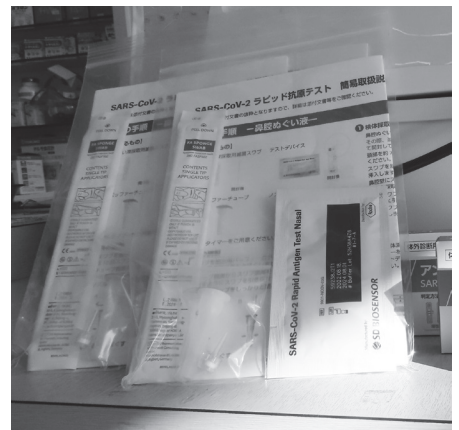
十勝管内では、11月15日でコロナ累計感染者が延べ6万人を超えた。11月に入ってから1日300人以上の日が続いて、今もそれほど減ってはいない。また、インフルエンザとの同時流行も懸念される。
(1) 新型コロナウイルスの抗原検査キットを無料で必要な人に配布してはどうか。
(2) 町で、町民の不安や疑問を解消するため、新型コロナウイルス感染症についての相談を受ける窓口を周知してはどうか。

町長

抗原検査キットの無料配布については国が承認した医療用医薬品、一般用医薬品を使用するよう国からの通知があり、数に限りがあることから、コントロールして販売しているようである。
また、道では症状がある65歳以上の方、基礎疾患のある方は発熱外来へ、64歳以下の軽症な方は無料の検査キット配布を申請し自己検査を推奨しているため町では抗原検査キットの無料配布は考えていない。

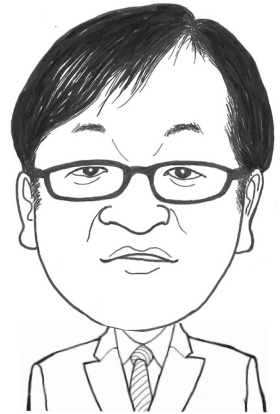
抗原検査キットの無料

相談窓口の周知については、保健福祉課で対応しているが、町としてお答えできないことは保健所や医療機関へ照会するよう伝えている。新型コロナウイルス感染症に関する相談については、国や保健所機能を有する自治体が行うべきであると考えており、道のフリーダイヤル24時間対応相談窓口「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」を町ホームページ等で周知している。



抗原検査キット

体育館建設の基本構想・ 計画の在り方について



鈴木 孝寿 議員

町長 社会情勢に対応しながら、さらなる意見を
もらう場を設け、施設整備に取り組む

問

体育館建設における2年程度の先送りは、今後2年間の空白を作ることなく、継続して町民検討会議等で協議し、約30億円近い予算を計上する中で、まちづくり全体に繋がる新体育館として位置付けるべきと考えるが、町長の考えを伺う。

町長

現在の町民検討会議は一旦その役割を終えるものの、今後は社会情勢に対応しながら、各種会議等で寄せられているスポーツ振興や地域活性化等の意見も含めて、さらなる意見をもろう場を設けて、第6期清水町総合計画で目指す施設整備に取り組む。

Jアラートへの町の対応について

教育長 町民生活課と連携し、子供110番の家の活用方法を検討する

問

先般、隣国からのミサイル発射のJアラートが早朝に発表された。この場合の児童・生徒の安全確保については、どのように対応しているのか。また、緊急的な災害を含めて学校

教育長

前回のJアラートの発令後、各学校に対応マニュアルの作成を指示し、

の対応や保護者の理解、子ども110番の家との関係について伺う。

保護者にも文書及びメールなどによりその周知を行ったところである。子ども110番の家に対しては、今後、町民生活課と連携して活用法を含め検討したいと考える。

防犯対策について

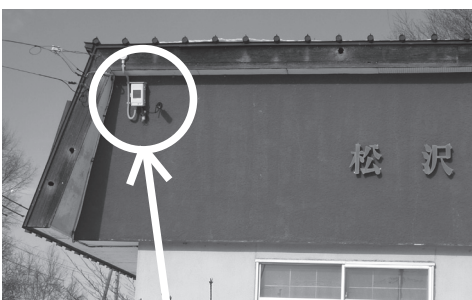
町長 今後、公共施設への整備を進めていく

問

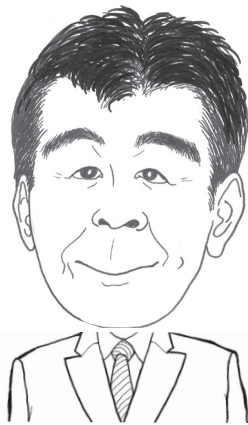
公共施設における防犯カメラの設置状況は、特に町の施設では設置が進んでいない現状がある。防犯カメラの管理・運用に対する指針を策定し、事件・事故を未然に防ぐ観点から早急な整備が必要と考えるが、町長の考えを伺う。

町長

令和3年及び4年に一部防犯カメラを設置しているが、犯罪の抑止効果を踏まえ、防犯上必要な公共施設に今後整備を進めていきたいと考える。



松沢福祉館の防犯カメラ



深沼 達生 議員

厳しい農業情勢への 対応について

生産者が安定的に営農できるよう、
関係機関と情報を共有し今後の対策
を講じていく
町長

問

今年に入り肥料や飼料の高騰に加え、資材や燃料などすべての部分で値上がりしている状況の中で、今の酪農はコロナの影響によりチーズやバターなどの需要が減り、そこに牛乳の生産調整をされたことにより牛の価格が暴落し八方ふさがりの状況になっていると思われる。

町長

世界情勢や円安の影響

で、高騰が続く輸入肥料は今後来年度の生産に大きく影響を与える状況にある。本町では道と同額の1トン当たり3125円を上限に上乗せしている。国の対策を強く要請し、町として必要な対策を講じていく。

現在、長期資金（スーパール資金）の利子補給を道と折半して令和14年度まで補填することと

し、また平成25年以降の利子補給は日本政策金融公庫が実施しており、貸付資金も様々な種類があるので、今後どのような支援があるか関係機関と相談のうえ対応する。

生乳調整がされている中、新規就農者はある程度計画された乳量が認められているが、酪農情勢は肥料・飼料高騰等により厳しい現状にある。このため12月中旬にも決定する加工原料乳生産者補

給金単価等について、単価引き上げの要求や国産の牛乳乳製品需要の消費拡大の取り組み強化等、JAグループ北海道や十勝町村会等で要請活動を行っている。本町でも生産者が安定的に営農できるように、関係機関と情報を共有し今後の対策を講じていく。

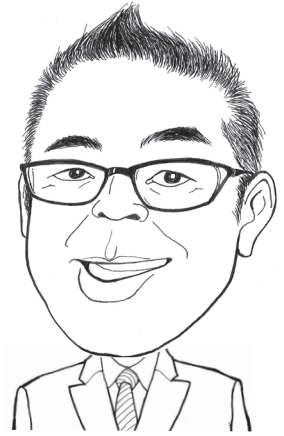


JA 十勝清水町資材課



JA 十勝清水町肥料倉庫

公衆浴場入浴料金の引き下げ及び負担軽減による利用者拡大の取り組み



川上 均 議員

町長 運営経費の収支や民間公衆浴場の状況を踏まえ、「入浴無料の日」等に対応していく

問 公衆浴場入浴料金の物価統制令は上限価格の設定であり、物価や燃料高騰が町民生活を直撃している。今だからこそ入浴料金を引き下げ、負担軽減策導入による利用者拡大の考えを伺う。

(1) 小人及び75歳以上高齢者の入浴料無料化
(2) 半年券、1年券の導入

町長

物価高騰が家計に大きく影響しているが、運営経費の収支や民間公衆浴場の状況を踏まえ、入浴料金の引き下げ、6歳未満及び75歳以上の無料

化、半年券・1年券の導入は考えていない。利用者拡大はこれまでも無料入浴の日を設けており、コロナ禍で実施していきなかつたが次年度から再開したい。

消防職員の定数不足による町民生活への影響と今後の対応

町長 状況を見ながら職員を補充していく

問

総務産業常任委員会での調査によりとかち広域消防事務組合基準に係る人員配置で、清水消防署は令和4

年度現在31人に対し28人の3名減で、救急出動を中心に職員の多大な負担増が危惧されている。現状の火災や救助出動及び警戒・救助支援出動は近隣町より多く、今後冬季の救急出動が予想される中で、町民の命を守る消防職員の定数充足は必須であり、現状認識と今後の対応についての考えを伺う。

町長

とかち広域消防事務組合正式運用により、効率のかつ合理的な効果を得ている。職員定数については、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第6条で定められており、令和3年4月1日現在の職員数は消防局派遣職員2人を含めて28人で定数と実数は同数だが、国の「消防力整備指針」の配置基準は派遣も含め31人で3人不足している。これを補うために消

防団との連携により災害対応し、大規模災害等では十勝全体で連携した部隊活動や「直近署所出動体制」による補完体制で対応するので、支障や影響はないが、今後は状況を見ながら職員を補充していく。

会計年度任用職員の処遇改善の推進

町長 引き続き職員が安心して働けるよう処遇改善していく

問

令和2年4月施行された会計年度任用職員制度により、非正規職員の処遇改善は一定程度改善されたが、

本町ではこれまで正職員及び国家公務員の非常勤職員の改正に併せた休暇制度の改正、本年度の期末手当0.1か月分上乘せ、一部職種の給料表の上限引き上げなど処遇改善を図っている。今後も職員が安心して働けるよう処遇改善していく。

町長

本町ではこれまで正職員及び国家公務員の非常勤職員の改正に併せた休暇制度の改正、本年度の期末手当0.1か月分上乘せ、一部職種の給料表の上限引き上げなど処遇改善を図っている。今後も職員が安心して働けるよう処遇改善していく。

正職員との格差は依然開いたままである。処遇改善による住民サービスの向上と「同一労働同一賃金」の原則からも、今後の会計年度職員の処遇改善について町長の考えを伺う。



消防署職員点呼の様子

委員会 レポート

委員会活動として閉会中に行った所管事務調査の内容を、各常任委員会は第9回定例会において報告しました。
※内容は要約されています。報告書の全文はホームページでご覧になれます。

総務産業常任委員会 調査報告

町発注工事の進捗状況について

調査日 令和4年10月5日

資材高騰や物資不足は国際情勢の変化により本年は大きく変化したことは周知の事実である。町発注の公共工事は入札により各業者はその応札を以って受注しているが、激変する経済情勢に、一

部は影響を受けたものの、概ね問題なく経過している報告を受けた。入札行為を行い、工事を遂行するにあたり、激変する経済には一定の理解が必要であるが、応札する側にも責任が発生

する。材料等については発注時点において確保は可能と考えるが、実際に施工する時点におけるガソリン等の燃料の高騰は、多少の幅はあるものの、建築現場はもとより、特に土木工事現場においては大型重機や運搬車両等に直接響いてくる。今後これらについては、関係機関とも協議を重ね、準備が必要と思われる。

町の公共工事の発注・受注に際しては、同一業者が複数受注する際に同一現場代理人であつても、施工する時期や場所によっては法的に問題はない。しかしながら公共工事の本来の目的を考えると、その品質を担保する上で、清水町として一定の考え方が必要と思われる。

厚生文教常任委員会 調査報告

町内会の現状と今後について

調査日 令和4年9月30日

生活上の困りごとについて、行政が全ての町民個々に向けて対応することとは不可能である。同じ区域に住む住民同士が、お互いの協力によって解決できるのが町内会の大

きな役割であり、また、会員同士のコミュニケーションによって、日常生活の困りごとについて、行政が全ての町民個々に向けて対応することとは不可能である。同じ区域に住む住民同士が、お互いの協力によって解決できるのが町内会の大

きな役割であり、また、会員同士のコミュニケーションによって、日常生活の困りごとについて、行政が全ての町民個々に向けて対応することとは不可能である。同じ区域に住む住民同士が、お互いの協力によって解決できるのが町内会の大

きな役割であり、また、会員同士のコミュニケーションによって、日常生活の困りごとについて、行政が全ての町民個々に向けて対応することとは不可能である。同じ区域に住む住民同士が、お互いの協力によって解決できるのが町内会の大

きな役割であり、また、会員同士のコミュニケーションによって、日常生活の困りごとについて、行政が全ての町民個々に向けて対応することとは不可能である。同じ区域に住む住民同士が、お互いの協力によって解決できるのが町内会の大

職員給与等調査 特別委員会レポート

令和2年9月23日から令和4年11月14日までの計11回の調査の経過を第9回定例会において報告しました。
※内容は要約されています。報告書の全文はホームページでご覧になれます。

職員給与等の算定等の誤りについて

―調査期間―

委員会は、令和2年9月23日から令和4年11月14日まで、計11回開催。

中間報告以降についての調査

―調査実施の経緯―

町及び職員組合等から、職員給与等の算定等の誤りの事案についての経過の事実関係を確認し、以後の労使間の協議の推移を確認するため、調査終了とはせず、令和3年第2回定例会の中で中間報告を行った。

中間報告以降、町及び職員組合双方の考え方に動きは見られなかったが、令和4年10月4日に、職員側から町に対して、給与の不支給分の一部の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されたことが明らかとなり、令和4年10月12日の全員協議会

において、専決処分を行った補正予算の説明の中で、令和4年9月27日に釧路地方裁判所帯広支部から呼び出し状などが送付され、本町に対して町職員5名から、損害賠償請求に係る訴えの提訴がなされた旨の説明がされたことから、同日に特別委員会を開催し、改めて、中間報告以降の町と職員組合との協議経過について調査することを確認した。

―調査内容―

令和4年10月17日に、副町長及び総務課職員の出席を得て、中間報告を行った令和3年3月以降の町と職員組合の協議経過について説明を受けた。

【令和3年12月22日】

例年実施している賃金と労働条件に関する統一要求に係る団体交渉の最後に、組合側から初任給の關係で継続していた部分の状況確認を求められ、町としては初任給の当初

の格付けに誤りがないとの考えに変わりないと回答。組合の主張と合わず、継続して協議の確認を行い、町側から一方的な打ち切りはしないと説明した。

【令和4年3月29日】

春闘団体交渉に係る統一要求回答内容の確認協議の際に、組合側から給与の問題についてどちらの主張が正しいのか、判断を第三者に委ねるため、訴訟について検討しているとの話があった。

―職員組合への確認―

町から、中間報告以降の組合との協議経過の説明を受けて、令和4年10月17日に、内容について認識の相違がないか、2名の組合執行委員に対して委員長から口頭で確認した。

確認の結果、令和3年12月22日の団体交渉からの協議において、①町としては初任給の当初の格付けに誤りがないとの考

えに変わらないとの認識であること。②双方の主張が合わず、継続して協議を行い、町側から一方的な打ち切りはしないこと。③組合側から給与の問題についてどちらの主張が正しいのか、判断を第三者に委ねるため、訴訟について検討しているとの話があったこと。の3点について認識が一致していた。ただ、②の確認について組合側では、令和4年2月3日に行ったとの認識が示された。

―調査を受けた対応―

町からの調査と職員組合への確認を経て、令和4年10月18日に委員会を開催し、特別委員会の対応について協議を行った。中間報告までの調査により、経過は概ね確認でき、更なる実態の把握や、問題点の指摘と原因の究明、町民への説明責任を果たすための議論を深め、必要に応じて進めることにしていたが、今

―結び―

本委員会としては、調査の結果に基づく結論を導き出すことが出来なかったが、司法の判断に基づいて初任給決定等の信頼が確保され、職員が安心して職務に向き合うことにより、住民サービスの向上につながる環境が確立されることを期待し、調査報告とする。



議会のうごき

(11月15日～2月14日)

11月

4日
広報広聴常任委員会

14日
職員給与等調査特別委員会

14日・24日・29日
議会運営委員会

24日
全員協議会

30日
第8回町議会臨時会

30日
厚生文教常任委員会

12月

5日
議会運営委員会

6日・14日・15日
第9回町議会定例会

6日
総務産業常任委員会

14日
全員協議会

15日・23日
広報広聴常任委員会

1月

16日
広報広聴常任委員会

27日
第1回町議会臨時会

2月

3日
広報広聴常任委員会

臨時議会 DIGEST

ダイジェスト

第8回臨時会

【会期11月30日】

人事院勧告に基づく 条例改正・補正予算 を可決

第8回臨時会では、条例改正4件、補正予算6件の提案があり、原案のとおり可決しました。

- 令和4年人事院勧告に基づく条例改正
令和4年人事院勧告に基づき給料表の改正及び期末勤勉手当の0.1か月分引上げに準じた措置として、以下の条例の一部改正が決定した。
 - ・ 清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例
 - ・ 常勤特別職員の給与に関する条例
 - ・ 清水町職員の給与に関する条例
 - ・ 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例
- 令和4年度一般会計補正予算（第8号）
3万3千円を追加し、予算総額を95億829万7千円とする。
主な補正内容は、給与改定に伴う人件費の増額。

新型コロナウイルス感染症の 予防対策にご協力を！

- 1 議会を傍聴される方は、傍聴席出入口に設置の手指消毒液を使用し、マスクを着用してください。
- 2 密集を避けるため、状況により入場を制限する場合があります。
- 3 外出を控える方法として、インターネット中継をご活用ください。

議会中継をユーチューブで

視聴できます！

本町議会の生中継や過去動画は、ユーチューブにおいて配信しています。ぜひパソコン、スマートフォンなどからアクセスし、ご視聴ください。



QRコード

【URL】 <https://www.youtube.com/channel/UCqFSzkMm12MoenvpvXcePtA>

閉会中の委員会活動

任期中の調査事項（令和5年1月26日まで）

・ 広報広聴常任委員会

◇ 議会広報紙の編集及び発行について

町民にインタビュー

こさか

小坂牧場 (石山)

ベトナム人実習生を受け入れ7年目
酪農だけではなく、日本の文化も知ってもらいたい!



—酪農実習生について
教えてください

出入国管理局から外国人(ベトナム人)を研修生として受け入れしています。今年で7年目になります。

—実習生と、どのようにコミュニケーションをとっていますか

在留期間の3年間に日本語レベルを上げるため、また、文化と生活様式を学んでもらうため、個々に日記を書いてもらうようにしています。
返事を書くことでコミュニケーションをとることができ、日本語も上手になりました。

—実習生との楽しみは何ですか

月に2〜3回、街に買い物に出かけたり、食事をしたり、公園に行ったりします。

また、ひな祭りには着物、夏にはゆかたを着て写真を撮ります。これらは妻がやっています。

—現在の酪農はどうですか

新型コロナウイルス感染症や為替の影響で、飼料代が高騰し、影響を受けています。
また、牛乳消費の低迷で牛乳が余っている状態です。

次の定例議会は

開会
3月10日

3月の定例議会は、3月10日に開会を予定しています。

詳細は、3月上旬に発行する新聞チラシ折込をご覧ください。

インターネットでも生中継や録画中継がご覧になれます。

傍聴される方は、マスクの着用、手指の消毒、人との間隔をあけるなどの感染症対策にご協力ください。

表紙の写真

1月27日に初議会(第1回臨時会)が行われ、新しい顔ぶれによる活動がスタートしました。

